

令和8年(2026年)6月18日

保護者 様

甲賀市立水口小学校

校長 早川 和彦

非常変災時その他緊急事態における非常措置について（お知らせ）

平素は、本校教育に格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、大雨、台風等の影響による非常変災時の取り扱いについて、下記のとおりいたしますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

記

1. **特別警報・危険警報・暴風警報の発令時における措置**

- ・午前7時において、甲賀市に「**大雨、暴風、大雪等を含む特別警報**」または「**危険警報および暴風を含む警報**」が発令中の場合は**臨時休業**となります。

◎上記1の場合は、学校より連絡はしませんので、

当日のテレビやラジオの「気象情報」にご注意ください。

2. **避難勧告発令時における措置**

- ・午前7時において、城山中学校区（水口小・伴谷東小・城山中）内で **警戒レベル4（避難指示）**が発令中の場合は、城山中学校区の水口小・伴谷東小・城山中は**臨時休業**となります。

3. **特別警報・危険警報・暴風警報発令前や解除後、登校後における特別措置**

- ・午前7時以降であっても、特別警報・危険警報・暴風警報の発令が必至と判断される場合には、校長が市教育委員会と協議のうえ、自宅待機、臨時休業とすることがあります。
- ・午前7時までに特別警報・危険警報・暴風警報が解除された場合にあっては、児童の通学路の状況から災害等の危険が予測される場合には、校長が市教育委員会と協議のうえ、児童を自宅待機にし、必要に応じて始業時刻の繰り下げまたは臨時休業の措置をとることがあります。
- ・登校後において、特別警報・危険警報・暴風警報・警戒レベル（避難指示）の発令が必至と判断される場合は、終業時刻を繰り上げての下校や、学校待機の措置をとることがあります。

◎上記3の自宅待機、臨時休業、始業時刻や終業時刻の変更等の場合には、学校より「すぐーる」で連絡します。

※必ず裏面もご覧ください。

4. **その他の警報（大雨、洪水、大雪）発令時の措置**

- ・その他の警報（大雨、洪水、大雪等の警報）の発令に伴い、臨時休業、始業時刻の繰り下げ等の措置が必要な事態となった場合には、校長が市教育委員会と協議のうえ、適切な措置をとります。また、大雨、強風、氾濫、落雷、大雪による危険性が高まった場合、終業時刻の繰り上げ措置をとることがあります。

◎上記4の臨時休業、始業時刻の繰り下げの場合は、学校より「すぐーる」で連絡します。

◎登校後、終業時刻を繰り上げて下校する場合等、お家の方のお迎えをお願いすることもあります。

5. **地震発生時の措置**

- ・前日の午後5時から当日の午前7時までに甲賀市内で震度5弱以上の地震が発生した場合は、通学路や学校施設等の安全確認のため市内全小中学校は臨時休業となります。

6. **熱中症特別警戒情報発表時の対応**

- ・熱中症特別警戒情報が発表された場合は、翌日において市内小中学校は臨時休業とします。

◎上記6の臨時休業の場合には、学校より「すぐーる」で連絡します。

7. **Jアラートによる速報時の措置**

- ・午前7時までに県内に「屋内避難の呼びかけ」があった場合は、自宅待機となります。

◎上記7の自宅待機解除等の連絡は、学校より「すぐーる」で連絡します。

8. **ご家庭での安全指導について**

- ・強風や大雨等の際の登下校や外出には、多くの危険が待ち受けています。また、警報・注意報が解除されたり、風や雨が止んだりした後にも、河川の増水や崖崩れ等の危険が残ります。ご家庭におかれましても、危険防止について地域や児童の実態を踏まえまして、適切な注意やお話をお願いします。
- ・警報・注意報等の悪天候時、児童が遅刻・早退する場合には、安全確認のため、平常時以上に連絡がしっかりとれるようにご留意ください。

9. **お願い**

- ・下校時において警報等が発令され、下校することが危険と判断した場合は、児童を学校で待機させるなど、その状況を見ながら対応します。長時間待機をしなければならない場合は、お迎えを依頼させていただくことがありますので、ご協力をお願いします。
- ・激しい大雨等により登校が危険だと判断される場合は、自宅で待機し登校を見合わせるなど柔軟な対応をお願いします。